

「米沢市立六郷小学校いじめ防止基本方針」

第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

(目的)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。このため、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについて、市・教育委員会・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるための取組を定めることを目的とする。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第四条）

(学校及び教職員の責務)

全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者や関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。

第2章 いじめ防止などのための対策

(1) いじめ防止に向けた取り組み

- ・児童に培う力（他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度、児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力、ストレスに適切に対応する力、自己有用感や自己肯定感等）の育成
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- ・一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくり
- ・一人ひとりが活躍できる集団づくりを核とした学級経営の充実
- ・児童会によるあいさつ運動など児童の主体的な取り組みの推進
- ・地域行事への参加や地域人材との交流等、社会参画活動の推進

(2) いじめ問題等への組織的対応

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「学校いじめ防止対策委員会」を置く。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、該当担任、生徒指導主任、養護教諭

○校外関係者：学校評議員、地区民生委員、学校医

いじめの防止、早期発見、適切な対応等の措置を行う

いじめを正しく理解し、対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する

(3) 教育的諸課題から配慮すべき児童の対応

発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国に由来のある児童、性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童、被災児童等、特に配慮すべき児童に対し、組織として日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を行う。また、インターネット上のいじめなどに適切に対応できるよう情報モラル教育を行うと共に、家庭とも連携して啓発活動を行う。

2 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ①いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ②いじめアンケートや心の相談(年2回)、アセスの実施などで短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声がけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ③休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、生活カード等教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ④一見けんかやふざけ合いに見えるかかわり合いでも、児童の感じる被害性に着目して、該当するか否かを判断する。
- ⑤好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまう場合もいじめに該当する。その場合「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟に対応することも考えられる。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ①児童や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ②教育相談などで得た個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ③児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ④児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず、真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

3 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（1）いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、躊躇なくいじめ防止対策委員会に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる児童に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる児童の保護者に連絡する。

いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童を別室において指導するなど、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。

いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ再発を防止する。また、教育的配慮のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

集団に対しては、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

（2）いじめの「解消」の考え方

いじめが解消している状態は次の条件が満たされているものとし、解消に至るまではいじめを受けた児童を守り通し、その安全・安心を確保する。

<いじめが解消している状態>

○いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

○いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと。本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

第3章 重大事態への対応

1 重大事態に該当する状況

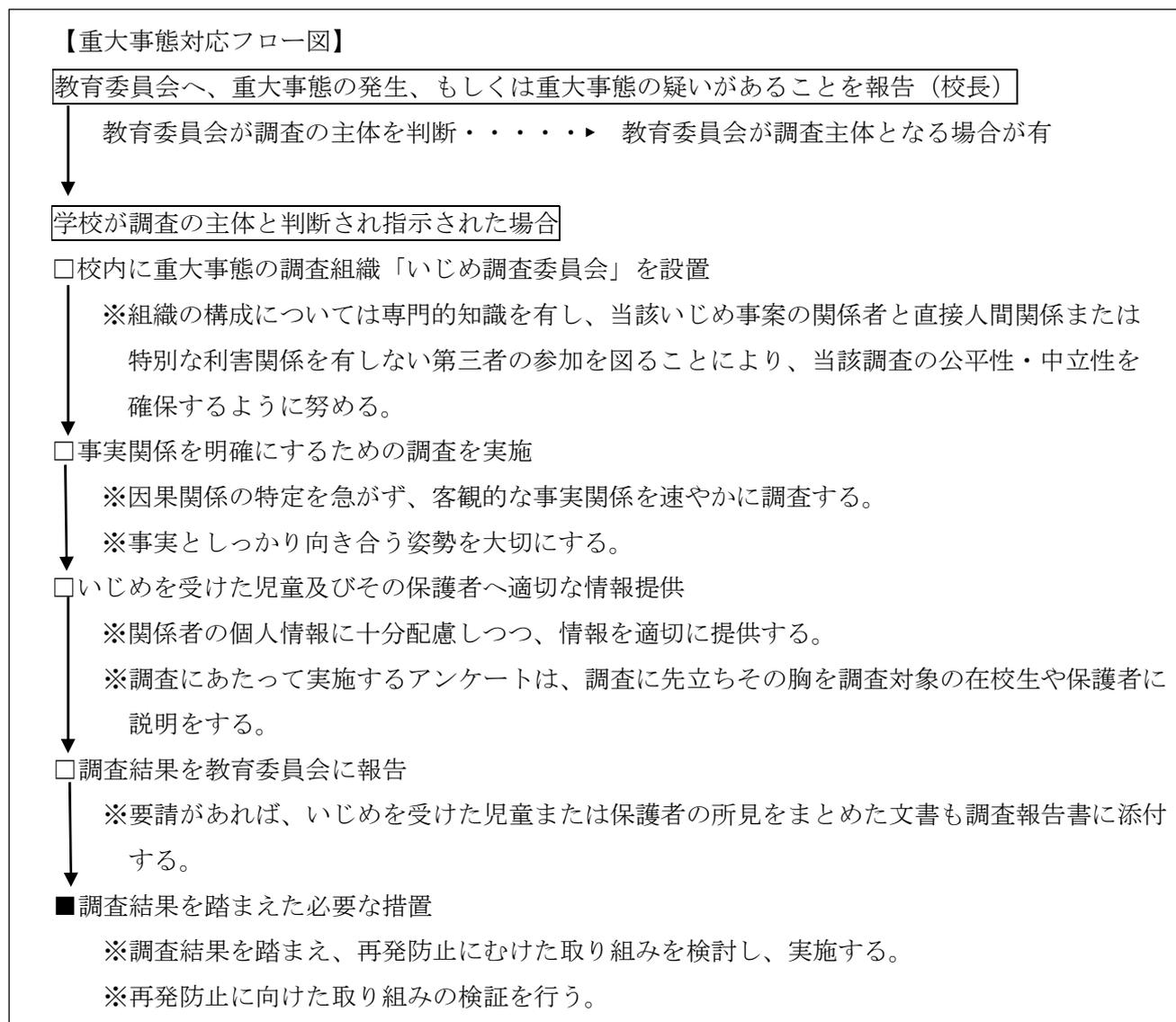
いじめにより、当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 基本的な対処の構造

○重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。

- 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、教育委員会の判断に応じ、調査を行う場合は、教育委員会から必要な指導および支援に沿って行う。
- 調査を行うにあたっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 当該児童及びその保護者に対し、調査結果の必要な情報を適切に提供する。



第4章 学校の取り組みに対する検証・見直し

「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、学校評価等PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。